

あなたの生活応援します

成年後見・生活サポートなどお気軽にご相談ください

最近、支払いを忘れる
ことが多くて…

成年後見を
利用するように
言われたけど…

いろいろな
手続きができなく
なってきた…

安心生活
サポート事業の
利用方法は？

区民後見人に
なりたい

福祉サービスに
苦情があるが…



安心生活センターでは、熟年者、知的障害者、精神障害者の方たちが、
住み慣れたまちで安心して暮らすための相談と支援を行っています

江戸川区社会福祉協議会 安心生活センター

窓口
時間

月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時

☎03(5662)7214

☎03(3653)6275

鹿骨分室 ☎03(3670)3810

相談は無料です。秘密は厳守いたしますので安心してご相談ください。できるだけ電話でご予約ください

成年後見制度の利用相談

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害などによって自分だけでは十分な判断ができない方のために、後見人等を選任して本人の意思決定を助け、生活や財産などを守る制度です。



成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

・判断能力が不十分になってから

→法定後見制度

家庭裁判所が援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)を選ぶ「法定後見制度」

・判断能力が不十分になる前に

→任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をもらうか」をあらかじめ契約により決めておく「任意後見制度」

法定後見制度について

判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が適切な後見人を選任する仕組みです。

本人の判断能力の程度により後見(判断能力がほとんどない)、保佐(判断能力が著しく不十分)、補助(判断能力が不十分)、の3種類があり、それぞれ後見人、保佐人、補助人が選任され、付与される権限が異なります。

成年後見制度の役割は

例 財産管理

認知症の父親の入院費を払いたいが預金を下ろせない…

成年後見人は、通帳や財産を管理し入院費等を支払います。
家庭裁判所の監督のもとに後見業務を行います。

例 福祉サービスの利用

認知症の一人暮らし高齢者。介護サービスの利用や施設入所契約が必要だが…

成年後見人は、必要な福祉サービスの手配や入所契約をします。
後見人には、本人の意思を尊重し心身の状態・生活状況に配慮する義務があります。

例 消費者被害の防止

訪問販売の被害に何度もあってしまう…

成年後見人は、不要な契約を取消することができます。

法定後見制度の3種類

	ごうけん 後見	ほさ 保佐	ほじょ 補助
対象となる方	判断能力がほとんどない方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立ができる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、区市町村長など		
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消し権(日常生活に関する行為を除く)	特定な事項(※1)についての同意権(※2)、取消し権(日常生活に関する行為を除く)
	申立てにより与えられる権限	—	特定な事項(※1)についての同意権(※2)、取消し権(日常生活に関する行為を除く)・特定の法律行為(※3)についての代理権

※1 民法13条1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。

ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意(了承)する権限です。保佐人、補助人はこの同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

利用の手順

家庭裁判所への申立

申立できる人

本人・配偶者・4親等内の親族、区市町村長

必要なもの

申立書・成年後見用診断書・戸籍謄本・住民票等

費用

申立手数料1件につき800円・
登記手数料2600円・切手4100円程度
(申立の種類によって金額が異なります)

申立日の予約

申立時に面接を行うので、予約が必要です。

家庭裁判所の審理

面接

申立人と成年後見人候補者から詳しい事情を伺います。

本人調査

調査官が本人から申立内容について意見を伺います

鑑定

本人の判断能力について鑑定が行われることがあります。(別に費用がかかります)

審判

類型、後見人、付与される権限が決まります。

後見等の活動の開始

成年後見登記

審判後、家庭裁判所が類型、成年後見人等の権限などを法務局に登記します。

登記事項証明書の取得

後見人等は登記事項証明書を取得します。
金融機関や各種手続き・契約等で必要になります。

成年後見制度の普及活動 講演会と出前講座

成年後見制度を広く知っていただくための講演会を行っています。
町会や団体が開催する成年後見制度説明会等に講師を派遣します。

後見人等報酬の助成

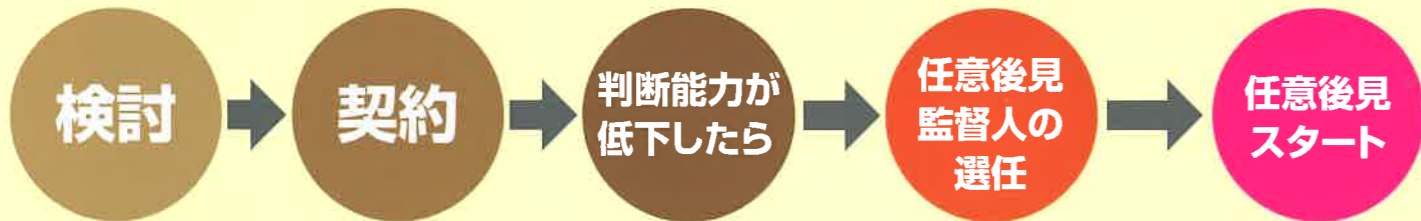
収入や資力が少なくても成年後見制度を利用できるように、江戸川区では後見人等への報酬負担が困難な方に報酬を助成する成年後見利用支援事業を行っています。
担当：江戸川区福祉部福祉推進課庶務係 5662-0031

任意後見制度について

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らを選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。

任意後見制度の手続きの流れ

任意後見制度を利用するには、公証役場に行き公正証書による契約が必要になります。



後見をお願いする人を決めます

任意後見人になれる人

成人であればだれでも任意後見人になることができます。弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家や社会福祉法人などの法人を任意後見人にすることもできます。

任意後見受任者に委任する内容を決めます

本人と任意後見受任者(将来、任意後見人になる人)との話し合いにより、委任する内容を決めます。

任意後見契約の締結

本人と任意後見受任者が、いっしょに公証役場に行き、公正証書による任意後見契約を結びます。(任意後見契約は公正証書によってしなければなりません。)病気等で公証役場に行けない場合は、公証人に出張してもらうことも可能です(有料)。

任意後見監督人の選任を申立て

本人の判断能力が不十分になった時期に、住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをします。

任意後見人が正しく職務を行っているかを確認するため、必ず任意後見監督人を選任します。

また、任意監督後見人が選任されたときから、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見契約に基づいた代理権の範囲で、後見開始します。

申立てできる人

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者

成年後見制度に関する問い合わせ先

成年後見申立手続き・書類に関すること

最高裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp>
 東京家庭裁判所後見センター 千代田区霞が関1-1-2 ☎03(3502)5454(代表)
 東京法務局後見登録課 千代田区九段南1-1-15 ☎03(5213)1360

成年後見申立手続きや成年後見人等の依頼に関すること

高齢者・障がい者総合支援センターオアシス(東京弁護士会) ☎03(3581)9110
 成年後見センターしんらい(第一東京弁護士会) ☎03(3595)8575
 高齢者・障がい者総合支援センターゆとり〜な(第二東京弁護士会) ☎03(3581)2250
 成年後見センター・リーガルサポート東京支部(司法書士会) ☎03(3353)8191
 権利擁護センターばあとなあ東京(社会福祉士会) ☎03(5944)8680

任意後見の相談・手続きに関すること

小岩公証役場 江戸川区西小岩3-31-4ジブラルタ生命小岩ビル5F ☎03(3659)3446

安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)



★ご利用できる方は

- ◎区内で在宅生活をしている、認知症状や物忘れのある熟年者、知的障害者、精神障害者で、判断能力が不十分な方。
 ※認知症の診断・障害者手帳は不要です。
- ◎ご本人が、この事業の利用を希望している方。
- ◎この事業を利用するにあたって、契約内容が理解できる方。

★このサービスでできること

- ◎福祉サービスや行政手続きについての情報提供や助言を行います。また、役所などに同行し、手続きのお手伝いができます。
 ※ご本人が判断できるようにお手伝いしますが、契約等を代わりに行うことはできません。
- ◎配達された郵便物を一緒に確認し、内容をわかりやすく説明します。
- ◎日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れのお手伝いができます。
 ※ご希望や状況に応じて、預貯金の払戻しなどに使用する通帳や銀行印をお預かりすることもできます。
- ◎福祉サービスの利用料や公共料金、家賃などの支払い手続きをお手伝いします。
- ◎日頃使わない大切な書類(通帳・年金証書・権利証など)や実印などをお預かりし、貸金庫に保管できます。
 ※出し入れが頻繁なものや、期日管理が必要な書類、自宅や貸金庫の鍵、宝石・骨董品などはお預かりできません。
 ※多額な預貯金はお預かりできません。

★サービス内容と利用料金

サービスの種類	サービスの内容	利用料金
1 福祉サービスの利用援助 (基本サービスです)	福祉サービスの利用手続き、利用料の支払い手続きなどのお手伝い	1回1時間まで 1000円 ※以降30分ごとに500円を加算
2 日常的金銭管理サービス ※オプションサービスです。	公共料金や家賃などの支払い手続き、生活費の払戻しなどのお手伝い	1ヶ月 500円
3 書類などの預かりサービス ※オプションサービスです。	通帳、年金証書、権利証、実印など大切な書類を預かり、貸金庫に保管	1ヶ月 500円

★サービス全体の流れ

- ① 相談受付
まずは、センターへご相談ください。
- ② 訪問
センターの職員(専門員)が訪問し、この事業について説明します。ご本人と面談して状況を伺い、利用の対象になるかどうかを確認します。
- ③ 支援計画の作成
支援の内容や方法について、ご本人と一緒に計画を立てます。
- ④ 契約
ご本人と江戸川区社会福祉協議会が契約を結びます。
- ⑤ サービスの開始
生活サポーターが支援計画に基づいて支援します。
<ここからが有料となります>
- ⑥ 定期訪問・確認
支援の内容が適切かどうかを専門員が確認し、必要に応じて支援計画を見直します。
- ⑦ 解約
当事業での支援が難しくなった場合には、他の適切な支援を検討しご本人の了解を得て解約します。(施設入所・成年後見制度など)

★生活サポーターとは

ボランティア経験の豊富な方で、生活サポーター養成講習を修了し、社会福祉協議会に登録・雇用された方です。

福祉サービスへの苦情相談事業

苦情を事業者が取り合ってくれない…
事業者に直接言いづらい…

利用している福祉サービスについて苦情や不満があつてお困りの時は、ご相談ください。相談員が内容をお聞きし、解決に向けて助言や調整を行います。必要な場合には、弁護士・医師・社会福祉士の「苦情解決委員」が第三者機関として公正中立な立場から、苦情解決に向けて事業者との調整・協議を行います。



苦情を申し出ることができる方

福祉サービスの現利用者、利用の取消または却下された者、配偶者、三親等内の親族、同居人、民生児童委員

ステップ1 福祉サービスの提供事業者による苦情解決

ステップ2 江戸川区苦情解決委員会による対応
[窓口] 安心生活センター

ステップ3 福祉サービス運営適正化委員会による対応
福祉サービス運営適正化委員会 ☎5283-7020
〒101-0062 千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館3階

権利擁護・成年後見人のご相談はこちらでも…

江戸川区役所 月～金の午前8時30分～午後5時(土・日・祝・年末年始を除く)			なごみの家 火～日の午前9時～午後5時30分(月・祝・年末年始を除く) ※月曜が祝日の場合は翌日も休館 土日が祝日の場合は開館		
介護保険課相談係 (区役所本庁南棟2階)	中央1-4-1	☎5662-0061	なごみの家 小岩	東小岩5-19-8	☎3658-4753
			なごみの家 松江北	中央2-13-12	☎3652-4753
			なごみの家 長島・桑川	東葛西6-34-1	☎3680-2753
			なごみの家 鹿骨	鹿骨1-54-2	☎3670-4753
			なごみの家 北小岩	北小岩6-17-9	☎3672-7753
			なごみの家 瑞江	江戸川2-8-1	☎5636-7753
			なごみの家 葛西南部	清新町2-7-20	☎5659-0753
			なごみの家 小松川平井	平井1-9-6	☎5858-9753
			なごみの家 一之江	一之江4-1-18	☎5661-6753
愛の手帳相談係 (区役所本庁南棟2階)	中央1-4-1	☎5662-0053			

熟年相談室 月～土の午前9時～午後6時(日・祝・年末年始を除く)					
中央 熟年相談室 江戸川区医師会	中央4-24-14	☎5607-5591	南葛西 熟年相談室 みどりの郷福楽園	南葛西4-21-3	☎5659-5353
一之江 熟年相談室 清心苑	一之江4-6-21	☎5879-5613	臨海町(分室) 熟年相談室 みどりの郷福楽園	臨海町1-4-4	☎5659-4122
西一之江(分室) 熟年相談室 清心苑	西一之江4-9-24	☎3655-6117	東小岩 熟年相談室 泰山	東小岩6-8-16	☎5889-1165
松江 熟年相談室 清心苑	松江2-17-12	☎5879-2185	北小岩(分室) 熟年相談室 泰山	北小岩5-34-10	☎5622-1165
本一色 熟年相談室 アゼリー江戸川	本一色2-13-25	☎5607-7600	南小岩 熟年相談室 小岩ホーム	南小岩6-28-12	☎5694-0111
大杉(分室) 熟年相談室 アゼリー江戸川	大杉2-10-16 (アゼリーアネックス内)	☎5607-6569	南小岩(分室) 熟年相談室 小岩ホーム	南小岩5-11-10	☎5694-0101
平井 熟年相談室 ウエル江戸川	平井7-13-32	☎3618-0324	北小岩 熟年相談室 江戸川光照苑	北小岩5-7-2	☎5612-7193
平井小松川 熟年相談室 第二ウエル江戸川	平井1-4-15	☎5858-2352	西小岩(分室) 熟年相談室 江戸川光照苑	西小岩3-21-24	☎6657-9186
西瑞江 熟年相談室 江戸川区医師会一之江	西瑞江5-1-6	☎5667-7676	瑞江 熟年相談室 瑞江ホーム	瑞江1-3-12	☎3679-4102
北葛西 熟年相談室 暖心苑	北葛西4-3-16	☎3877-0181	東瑞江(分室) 熟年相談室 瑞江ホーム	東瑞江1-18-5	☎3678-3765
船堀 熟年相談室	船堀2-15-17	☎5878-1521	江戸川 熟年相談室 江東園	江戸川1-46	☎3677-4631
西葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	西葛西8-1-1	☎3675-1236	鹿骨 熟年相談室 きく	鹿骨3-16-6	☎3677-3141
東葛西 熟年相談室 なぎさ和楽苑	東葛西7-12-6	☎3877-8690	西篠崎(分室) 熟年相談室 きく	西篠崎1-6-7	☎5666-8477
			篠崎 熟年相談室 きく	上篠崎4-19-18	☎5664-3080

江戸川区社会福祉協議会 安心生活センター



【住所】江戸川区松島1-38-1 グリーンパレス1階

【電話】☎5662-7214

☎3653-6275

【FAX】☎5662-7689

【ホームページ】<http://www.edogawa-shakyo.jp/>



鹿骨分室

【住所】江戸川区鹿骨1-54-2 鹿骨区民館フラワーホール1階

【電話】☎3670-3810

【FAX】☎3679-3871